福島県オリジナル登録品種ごとの取扱い

(令和6年8月29日現在)

作物名	品目名	品種名 (出願名)	登録番号 (受理番号)	7. 17 —	育成者権 の満了日	15.44.0		で				
				登録日 (出願日)		種苗の 譲渡先 ^{※1}	海外 持出し	栽培地域			自家増殖	
								の指定 ^{※2}	可否	許諾手続き	備考	
作物	水稲	あぶくまもち	21176	Н23. 10. 5	R18. 10. 5	福島県内	不可	_	不可	_	種子更新を基本とする。 ただし、特別な理由等※3で自家増殖 が必要な県内生産者に限り、許諾手続 き不要かつ無償で自家増殖を許諾す る。	
		天のつぶ	21853	H24.7.26	R19. 7. 26	福島県内	不可	_	不可	_		
		里山のつぶ	26275	Н29. 11. 16	R24. 11. 16	福島県内	不可	_	不可	_		
		(福乃香)	(34290)	(R1. 11. 7)	_	福島県内	不可	_	不可	_		
		(福笑い)	(34479)	(R2. 1. 30)	_	福島県内	不可	_	不可	_		
	そば	会津のかおり	17856	Н21. 3. 16	R16. 3. 16	福島県内	不可	_	可		ただし、品種特性維持のため、自家増 殖は種子購入から3作目までとする。	
野菜	アスパラガス	ハルキタル	15400	Н19. 3. 23	R14. 3. 23	全国	不可	_	不可	_	F1品種の自家増殖は、品種本来の形質 が発現しないため禁止する。	
		はるむらさきエフ	18205	H21. 6. 25	R16. 6. 25	全国	不可	_	不可	_		
		ふくきたる	28529	R3. 6. 4	R28. 6. 4	福島県内	不可	_	不可	_		
	イチゴ	ふくはる香	13640	Н18. 2. 27	R13. 2. 27	全国	不可	_	可	不要		
		ふくあや香	13641	Н18. 2. 27	R13. 2. 27	福島県内	不可	_	可	不要		
		(福島ST14号)	(36009)	(R4. 2. 2)	_	福島県内	不可	福島県内	可	不要		
果樹	モモ	はつおとめ	11470	H15. 11. 18	R10. 11. 18	全国	不可	_	可	不要		
		ふくおとめ	11471	H15. 11. 18	R10. 11. 18	全国	不可	_	可	不要		
		はつひめ	17559	H21. 2. 26	R21. 2. 26	福島県内	不可	_	可	不要		
		ふくあかり	24979	Н28. 3. 22	R28. 3. 22	福島県内	不可	_	可	不要		
	ナシ	涼豊	14315	Н18. 7. 13	R18. 7. 13	福島県内	不可	_	可	不要		
	リンゴ	リンゴ出願中間母本95P6	21629	H24. 3. 9	R24. 3. 9	福島県内	不可	_	可	不要		
		べにこはく	26853	Н30. 6. 19	R30. 6. 19	福島県内	不可	_	可	不要		
	ブドウ	あづましずく	11590	Н16. 1. 13	R11. 1. 13	全国	不可	_	可	不要		
		ふくしずく	17102	H20. 10. 16	R20. 10. 16	全国	不可	_	可	不要		
花き	リンドウ	ふくしまさやか	12341	H16.11.8	R6. 11. 8	全国	不可	_	不可	_	- F1品種の自家増殖は、品種本来の形質 が発現しないため禁止する。 -	
		ふくしまみやび	12342	H16. 11. 8	R6. 11. 8	全国	不可	_	不可	_		
		ふくしましおん	17765	Н21.3.6	R16. 3. 6	全国	不可	_	不可	_		
		ふくしまほのか	20069	H22. 12. 7	R17. 12. 7	全国	不可	_	不可	_		
		ふくしま凜夏	24098	Н27. 3. 20	R22. 3. 20	福島県内	不可	_	不可	_		
		天の川	30339	R6. 8. 1	R31. 8. 1	福島県内	不可	_	不可	_		
	カラー	(はにかみ)	(35284)	(R3. 3. 12)	_	福島県内	不可	_	可	不要		
		(ミルキームーン)	(35285)	(R3. 3. 12)	_	福島県内	不可	_	可	不要		
		(キビタンイエロー)	(35286)	(R3. 3. 12)	_	福島県内	不可	_	可	不要		
きのこ	なめこ	福島N2号	12405	H16. 11. 8	R6. 11. 8	福島県内	不可	_	不可	_	- ただし、県内の生産組織等に限り、許 一諾手続きを行った上で※4、無償で自 家増殖を許諾する。	
		福島N3号	18888	H22. 2. 10	R17. 2. 10	福島県内	不可	_	不可	_		
		福島N4号	18889	H22. 2. 10	R17. 2. 10	福島県内	不可	_	不可	_		
		福島N5号	29682	R5. 6. 8	R30. 6. 8	福島県内	不可	_	不可	_		
		福島N6号	29683	R5. 6. 8	R30. 6. 8	福島県内	不可	_	不可	_		
	ほんしめじ	(福島H106号)	(30943)	(H28. 3. 22)	_	—————————————————————————————————————	不可	_	不可	_		

^{※1} 種苗販売事業者等との利用許諾契約による譲渡先・栽培地の制限(県が当該品種の生産振興を図る地域)。

^{※2} 令和3年4月1日以降に品種登録出願した品種について、国内で栽培できる地域を指定することが可能。

^{※3} 特別な理由等の詳細についての問合せ先:農林水産部水田畑作課 (Tel 024-521-7360)

^{※4} 種菌増殖に必要な設備が整っており、かつ県オリジナル品種による産地形成につながる取組みと判断できる場合に限り、自家増殖(自家培養)に係る許諾契約を締結する。 口許諾に関する問合せ先:農林水産部林業振興課 (Tel 024-521-7432)。